

with ポイント でんき

（主契約料金表）

2026年11月1日実施

関西電力株式会社

本 則

1 適 用

この with ポイント でんき料金表（以下「この料金表」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部

2 契 約 種 別

この料金表の契約種別は、with ポイント でんきといたします。

3 定 義

次の言葉は、この料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) d アカウント

株式会社N T T ドコモが、同社が別に指定する契約約款にもとづく回線契約を締結されている方および、対象回線契約を締結されていない方向けに発行するアカウントをいいます。

(2) d ポイントクラブ

株式会社N T T ドコモが、d アカウント規約およびd ポイントクラブ会員規約に従って入会した方に対し、d ポイントの進呈等一定の特典を提供するプログラムをいいます。

(3) d ポイント

d ポイントクラブにおいて特典として付与されるポイントをいいます。

(4) PayPay アカウント

PayPay 株式会社が、PayPay 株式会社のサービスを提供するために発行するアカウントをいいます。

(5) PayPay ポイント

PayPay 株式会社が、PayPay 残高利用規約の定めるところにより付与するポイントをいいます。

(6) 楽天会員

楽天グループ株式会社が、楽天グループのサービスを提供するために発行するアカウントをいいます。

(7) 楽天ポイント（オンライン）

楽天ペイメント株式会社が、楽天グループ株式会社、楽天ペイメント株式会社および楽天 Edy 株式会社が定める楽天会員規約、楽天ポイント利用規約、楽天キャッシュ利用規約および楽天ポイント（オンライン）利用規約に従って、楽天 I D およびパスワードを保有する方に、楽天ポイントの進呈等一定の特典を提供するプログラムをいいます。

(8) 楽天ポイント

楽天ポイント（オンライン）において特典として付与するポイントをいいます。

(9) 共通ポイント

(3)、(5)および(8)の総称をいいます。

(10) 共通ポイント提供事業者

株式会社 N T T ドコモ、PayPay 株式会社、楽天ペイメント株式会社の総称をいいます。

(11) はぴ e みる電

当社が運営する会員制サイトをいいます。

(12) はぴ e ポイント

当社が運営する当社所定の方法により当社所定のポイントの加算および還元を行うサービスをいいます。

4 適用範囲

低圧で電気の供給を受け、電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。

また、この料金表から他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、この料金表を適用いたしません。

(1) 電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに電気供給条件（低圧）〔以下「供給条件」といいます。〕別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が原則として400ボルトアンペアをこえること。

(2) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。

(3) 1 需要場所において他の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力（料金表の定めにより最大使用電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが、新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は、契約設備電力といたします。）との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において他の動力の契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)および(2)に該当し、かつ、(3)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

5 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

6 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

7 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

8 料 金

料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および供給条件別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、供給条件別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合は、供給条件別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、供給条件別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合は、供給条件別表 2

(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといえます。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	674 円 64 銭
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1キロワット時につき	20 円 99 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	26 円 39 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29 円 38 銭

9 共通ポイントの付与

(1) 当社は、次のイおよびロのとおり共通ポイントを付与します。

イ この料金表による需給契約が成立した日から、需給契約成立した日が属する年度については、当該年度の契約期間満了時にこの料金表による契約が存在するお客さまに対し、需給契約成立した日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の3月の検針日の前日までを対象期間とし、対象期間の各1月の電気料金に応じて10（共通ポイントの計算方法）にもとづき算定された共通ポイントを、当該年度の翌年度5月末日までに、共通ポイント提供事業者からお客さまに、一括で付与します。

ロ 供給条件7（需給契約の成立および契約期間）(2)ロによってこの料金表による需給契約が同一条件で継続された年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）については、当該年度の契約期間満了時にこの料金表による契約が存在するお客さまに対し、当該年度の前年度の3月の検針日から当該年度の3月の検針日の前日までを対象期間とし、対象期間の各1月の電気料金に応じて10（共通ポイントの計算方法）にもとづき算定された共通ポイントを、当該年度の翌年度5月末日までに、共通ポイント提供事業者からお客さまに、一括で付与します。

(2) 次のイまたはロの事由が生じた場合、原則として、需給契約の廃止日または解約日が属する前項で定める対象期間の電気料金に応じた共通ポイントは付与されません。

イ 供給条件 37（需給契約の消滅）にもとづくお客さまによる需給契約の廃止

ロ 供給条件 39（解約等）にもとづく当社による需給契約の解除

(3) 共通ポイントの付与にあたっては、希望する共通ポイント1つを当社が別に定める方法により毎年度選択いただきます。なお、共通ポイントの付与を受けるには、イ、ロおよびはいずれかを実施および承諾いただきます。

イ dポイントの付与を受ける場合

(イ) dポイントの付与を受けるには、(1)におけるdポイントの付与時点において、dアカウントおよびdポイントクラブ会員資格を保有している必要があります。

(ロ) お客さまは、電気の需給開始後に、はぴeみる電およびはぴeポイントに登録いただき、毎年度当社が別途指定する日までに、当社が別途指定するウェブサイトを通じて、dポイントの付与を希望するdアカウントのdポイントカード番号を登録する必要があります。お客さまがdポイントカード番号を当社が別途指定するウェブサイトを通じて登録されない場合、dポイントは消滅するものとし、付与されません。また、この場合、当社は責任を負いません。

(ハ) お客さまに付与されたdポイントは、株式会社N T T ドコモが提供するdポイントクラブのウェブサイトにて確認することができます。

(ニ) dポイント付与時に(ロ)で登録したdアカウントのdポイントカード番号が失効している場合、dポイントクラブを退会された場合、その他の株式会社N T T ドコモが定めるdアカウント規約およびdポイント会員規約にもとづくdポイントの付与のための条件を満たさなくなった場合は、dポイントは消滅するものとし、付与されません。また、この場合、当社は責任を負いません。

(ホ) (ロ)および(ニ)の事由により、dポイントが付与されなくなった場合であっても、withポイント でんきの契約は継続されます。

(ヘ) dアカウントに関する事項および、dポイントクラブ会員として利用可能なサービスその他dポイントに関する事項は、この料金表に別段の定めがある場合を除き、dアカウント規約およびdポイントクラブ会員規約によるものとします。

(ト) 株式会社N T T ドコモがdアカウント規約およびdポイント会員規約を変更した場合、株式会社N T T ドコモにおけるポイント付与に関するシステム障害等、当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じて、当社はその責めを負いません。

ロ PayPay ポイントの付与を受ける場合

- (イ) PayPay ポイントの付与を受けるには、(1)における PayPay ポイントの付与時点において、PayPay アカウントを保有している必要があります。
- (ロ) お客さまは、電気の需給開始後に、はぴeみる電およびはぴeポイントに登録いただき、毎年度当社が別途指定する日までに、当社が別途指定するウェブサイトを通じて、PayPay ポイントの付与を希望する PayPay アカウントを有していることを確認するために必要と当社が判断できるお客さま情報（以下「PayPay アカウント確認情報」といいます。）に登録する必要があります。お客さまが PayPay アカウント確認情報を当社が別途指定するウェブサイトを通じて登録されない場合、PayPay ポイントは付与されません。また、この場合、当社は責任を負いません。
- (ハ) お客さまに付与された PayPay ポイントは、PayPay 株式会社のアプリにて確認することができます。
- (ニ) お客さまが当社が別途指定するウェブサイトに登録した PayPay アカウントが閉鎖された場合、PayPay アカウントを退会された場合、その他の PayPay 株式会社が定める PayPay サービス利用規約、PayPay 残高利用規約、その他お客さまに適用される規約および特約にもとづく PayPay ポイントの付与のための条件を満たさなくなった場合は、当該事由発生日以降、PayPay ポイントは消滅するものとし、付与されません。また、この場合、当社は責任を負いません。
- (ホ) (ロ)および(ニ)の事由により、PayPay ポイントが付与されなくなった場合であっても、with ポイント でんきの契約は継続されます。
- (ヘ) PayPay アカウントに関する事項および、利用可能なサービスその他 PayPay ポイントに関する事項は、この料金表に別段の定めがある場合を除き、PayPay 株式会社が定める利用規約によるものとします。
- (ト) PayPay 株式会社が定める利用規約を変更した場合等、当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責めを負いません。

ハ 楽天ポイントの付与を受ける場合

- (イ) 楽天ポイントの付与を受けるには、(1)における楽天ポイントの付与時点において、楽天IDを保有している必要があります。
- (ロ) お客さまは、電気の需給開始後に、はぴeみる電およびはぴeポイントに登録いただき、毎年度当社が別途指定する日までに、当社

が別途指定するウェブサイトを通じて、楽天ポイントの付与を希望する楽天IDを有していることを確認するために必要と当社が判断できるお客さま情報（以下「楽天会員確認情報」といいます。）を登録する必要があります。お客さまが楽天会員確認情報を当社が別途指定するウェブサイトを通じて登録されない場合、楽天ポイントは消滅するものとし、付与されません。また、この場合、当社は責任を負いません。

- (ハ) お客さまに付与された楽天ポイントは、楽天グループ株式会社が提供する楽天PointClubのウェブサイトにて確認することができます。
- (ニ) お客さまが当社が別途指定するウェブサイトに登録した楽天会員が失効した場合、楽天会員を退会された場合、その他の楽天グループ株式会社、楽天ペイメント株式会社および楽天Edy株式会社が定める楽天会員規約、楽天ポイント利用規約、楽天キャッシュ利用規約および楽天ポイント（オンライン）利用規約にもとづく楽天ポイントの付与のための条件を満たさなくなった場合は、当該事由発生日以降、楽天ポイントは消滅するものとし、付与されません。また、この場合、当社は責任を負いません。
- (ホ) (ロ)および(ニ)の事由により、楽天ポイントが付与されなくなった場合であっても、withポイントでんきの契約は継続されます。
- (ヘ) 楽天会員に関する事項および、楽天会員として利用可能なサービスその他楽天ポイントに関する事項は、この料金表に別段の定めがある場合を除き、楽天会員規約、楽天ポイント利用規約、楽天キャッシュ利用規約および楽天ポイント（オンライン）利用規約によるものとします。
- (ト) 楽天グループ株式会社、楽天ペイメント株式会社または楽天Edy株式会社が楽天会員規約、楽天ポイント利用規約、楽天キャッシュ利用規約および楽天ポイント（オンライン）利用規約を変更した場合等、当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責めを負いません。

10 共通ポイントの計算方法

- (1) お客さまに付与される共通ポイントは、毎月の電気料金に応じて、3.5パーセントの乗率で計算いたします。なお、計算結果については、1円を1ポイントと読み替えることといたします。
- (2) お客さまに付与される共通ポイントの計算に用いる電気料金は、再生

可能エネルギー発電促進賦課金を除いたものとします。また、1ポイント未満の端数は切り捨てます。

11 帳票発行手数料

(1) 当社は、次の場合には、原則として、各帳票の発行につき、(2)に定める帳票発行手数料を、お客さまに支払っていただきます。

なお、帳票発行手数料は、イまたはロの場合は、当社が各帳票を発行した料金算定期間の料金、ハの場合は、原則として、当社が帳票を発行した直後の料金算定期間の料金とあわせて支払っていただきます。

イ お客さまが、書面による請求書の発行を希望され、当社が認める場合

ロ お客さまが、供給条件 22（料金その他の支払方法）(1)ハに該当し、当社が振込用紙を発行した場合

ハ お客さまが、供給条件 22（料金その他の支払方法）(1)イまたはロによる料金の支払いが不能となったこと等当社の責めとならない理由により、供給条件 22（料金その他の支払方法）(1)ハに該当し、当社が振込用紙を発行した場合

(2) 帳票発行手数料は、次のとおりといたします。

イ (1)イの場合

1 料金の算定期間および 1 契約につき	110 円 00 銭
----------------------	------------

ロ (1)ロまたはハの場合

1 料金の算定期間および 1 契約につき	220 円 00 銭
----------------------	------------

12 そ の 他

(1) 当社は、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

(2) この料金表の契約種別を適用した後 1 年に満たないお客さまについては、原則として他の契約種別に変更することはできません。

(3) 当社は、供給条件 20（日割計算）に準じて日割計算を行い、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。

- (4) 供給条件7（需給契約の成立および契約期間）(2)ロによりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は、供給条件37（需給契約の消滅）(2)イにかかわらず、契約期間満了による需給契約の消滅は、料金の算定上、需給契約の消滅とみなしません。

附 則

1 実施期日

この料金表は、2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

2 この料金表の実施にともなう切替措置

この料金表実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、当社は、供給条件 19（料金の算定）および 20（日割計算）に準じて日割計算を行い、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分は、別表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）に準じて日割計算を行います。

3 帳票発行手数料における特別措置

2027年3月の検針日の前日までに使用される電気に適用する料金については、本則11(帳票発行手数料)(1)は、本則11(帳票発行手数料)(1)にかかわらず、次のとおりといたします。

(1) 当社は、次の場合には、原則として、各帳票の発行につき、(2)に定める帳票発行手数料を、お客さまに支払っていただきます。

なお、帳票発行手数料は、当社が各帳票を発行した料金算定期間の料金とあわせて支払っていただきます。

イ お客さまが、書面による請求書の発行を希望され、当社が認める場合

ロ お客さまが、供給条件22（料金その他の支払方法）(1)ハに該当し、料金を、当社が発行した振込用紙により支払われる場合

ハ お客さまが、供給条件22（料金その他の支払方法）(1)イまたはロによる料金の支払いが不能となったこと等当社の責めとならない理由により、供給条件22(料金その他の支払方法)(1)ハに該当し、料金を、当社が発行した振込用紙により支払われる場合

(2) 帳票発行手数料は、次のとおりといたします。

イ (1)イの場合

1 料金の算定期間および 1 契約につき	110円 00銭
----------------------	----------

ロ (1)ロまたはハの場合

1 料金の算定期間および 1 契約につき	220円 00銭
----------------------	----------

別 表

料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

- (1) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 105\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (2) 供給条件19（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(1)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

- (3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)および(2)の「検針期間の日数」および「暦日数」は、次によります。

イ 検針期間の日数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。
- (ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前の検針日から、当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

ロ 暦日数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
- (ロ) 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針

の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

- (4) (1)に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0272）
大阪市北区中之島3丁目6番16号
営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。